

緑の風

MIDORI NO KAZE

E-mail ● tamajitiken1972@space.ocn.ne.jp
URL ● <http://www.tamaken.org/>

6月号 vol.193

2016年6月6日

●編集
NPO法人
多摩住民自治研究所
日野市神明3-10-5
エスプリ日野103 〒191-0016
TEL : 042-586-7651
FAX : 042-514-8096



第25回議員の学校「改正」に直面する憲法と地方自治の課題—その基本から考える(2016年5月10-11日)にて 撮影:編集部

特集

戦争をくりかえさないために

近代日本の歴史から考える憲法の平和主義【第6回】 神子島 健

安保関連法案と地方自治 池上洋通

特集

戦争をくりかえさないために

近代日本の歴史から考える 憲法の平和主義 【第6回】

『緑の風』編集委員・成城大学ほか非常勤講師 神子島 健 2

安保関連法制と地方自治

『緑の風』編集委員・多摩研研究室長 池上 洋通 11

【財政研究会レポート 第29回学習会】

多摩地域の新年度予算を見る 発表者：新国 信 21

タマの風 vol.36 「よるが来た 3 A.I.の光と影」 神子島 健 22

山口映写室 vol.31 『風の波紋』 ぐっち 25

「韓国地方自治交流訪問の旅」レポート 浅川 薫 26

イタリアからの手紙 27 石田 泰 29

4月の活動・編集日誌 30

特集

戦争を くりかえさない ために

近代日本の歴史から考える
憲法の平和主義【第6回】

神子島 健 『緑の風』編集委員・成城大学非常勤講師

安保関連法案と地方自治

池上洋通 『緑の風』編集委員・多摩研研究室長

戦後70年
あらためて
憲法の
扉をあける
いま日本を
開く



近代日本の歴史から考える 憲法の平和主義

【第六回】

かごしま たけし
神子島 健

『緑の風』編集委員・成城大学ほか非常勤講師

第2部 戦後史から考える

憲法九条の構想

さて、この連載も後半に入ってきました。開始から一年経っておりますので、改めて連載の狙いを確認しておきます。あえて大風呂敷を広げて、時間的にも空間的にも大きな枠の中で日本国憲法の平和主義の意味を考えてみたい、というものです。

特に今までの部分で重要な視点として位置づけてきたのは、次の二点です。(1)大日本帝国が行ってきたこと(植民地支配や戦争、朝鮮人虐殺、捕虜虐待など)を確認し、それを繰り返さないための現憲法という視点。(2)現在の世界で起きている戦争や紛争の変容(新しい戦争)という事態への認識の必要と、だからこそ日本国憲法が重要であること、です。

ここからは、今までの回では十分に扱ってこなかった、戦後史のいくつかの局面や論点を通して、憲法の想定した平和主義の意味するものと、その実現のために考えるべきことを見ていきたいと思います。(※連載開始当初、「第1部」を特に設けませんでした。内容上ひと区切りにした方が分かりやすいため、第2部、とします。)

第2部のはじめに 「平和」観をめぐる対立

1. 「積極的」平和主義？

ひとまず、現在安倍内閣が掲げている「積極的平和主義」から考えてみたいと思います。外務省のホームページに、今年四月八日付で、『日本の安全保障政策 積極

的平和主義』というパンフレットが掲載されています(奥付には今年三月改定とあります)。

そこには、「日本は、戦後一貫して平和国家としての道を歩み、アジア太平洋地域や国際社会の平和と安定を実現してきました。日本の安全保障政策は、この歩みの延長上にあります」と書いてあります。戦争法が施行されても、本当に同じ平和国家なのでしようか。いや、そもそも考えるべきは、戦後の「平和国家」とは何だったのか、そして現在想定されている平和国家とはいったい何なのか、ということなのです。

このパンフレットから見えてくるのは、「積極的平和主義」が、外務省の言うところの「国際協調主義」と合致しているということなのです。「日本の安全保障の基本方針」という部分には、「日本は、平和国家とし

の歩みを堅持しつつ、国際社会の主要プレーヤーとして、米国を始めとする関係国と緊密に連携しながら、「積極的平和主義」を実践していきます」と書いてあります。このパンフから見えるのは「平和主義」ではなく、日米の軍事同盟の深化であり、国際法上は軍隊とされる自衛隊を用いた「国際貢献」によって日本のプレゼンスを高めた、という欲求だと言えます。言葉の上では「平和主義」と言いながら、内容が伴っていないわけです。

そもそも、「積極的平和主義」の英訳として、政府は“proactive contribution to peace”ということばを用いています。これは「先回りして平和に貢献すること」とでも訳すことができましょう。

通常、英語で「平和主義」といえば、“pacifism”という言葉を用います。平和主義者を指すpacifistは、暴力を用いることに反対する立場で、「無抵抗主義者」という訳もありますが、今では「良心的徴兵忌避者」、つまり、戦争に加担しないために積極的な非暴力抵抗や行動を行う人も指します。

「積極的平和主義」から“pacifism”が抜け落ちていることは、平和主義の内実が抜け落ちていることを意味するのであって、それをことばの上で誤魔化しているだけなのではないか、と言えそうです。

2. 憲法の平和主義とは

もつとも、その観点から言うならば、戦争法に関してよく言われる「集団的自衛権は憲法に反する（が、個別的自衛権ならいい）」という言い方も、やはりゴマカシがあるのでしょうか。

憲法九条二項は、明確に戦力の保持を否定し、pacifisticな国家のあり方を規定している条文です。軍事力を持つ自衛隊を保持するべき、というのであれば、九条二項を変えるのが筋です。

繰り返しますが、政府に軍事力を持たせないことが九条二項「戦力と交戦権の否認」の核心であり、そして、憲法前文の理念などを通し、外交等によって戦争のない世界をそれこそ「積極的に」作っていくことが、日本国憲法の平和的生存権に含まれています。当然、憲法全体の「平和主義」はこの二つを合わせているわけですから、戦争のない世界を「積極的に」作るにあたり、当然ながら軍事的手段は用いない（用いるのは自己矛盾ないし自己否定しかありません）、これが日本国憲法の規定していることのはずです。

ということとは、憲法九条とは、日本政府自身が軍事的手段を持つことへの縛りにとどまらないはず。つまり、政府の判断

によって他国政府（ここでは米政府）が日本国内に軍隊を設置したり、その軍隊を支援したりすることも憲法九条は禁じているはず。

このことを明確に表明したのが、一九五九年に出された砂川事件第一審での、有名な伊達判決です。ここでは事件そのものの詳細は省きますが、この点に関する重要部分を抜粋しておきます。

蓋し合衆国軍隊の駐留は、わが国の要請とそれに対する施設、区域の提供、費用の分担その他の協力があつて始めて可能となるものであるからである。かようなことを実質的に考察するとき、わが国が外部からの武力攻撃に対する自衛に使用する目的で合衆国軍隊の駐留を許容していることは、指揮権の有無、合衆国軍隊の出動義務の有無に拘らず、日本国憲法第九条第二項前段によつて禁止されている陸海空軍その他の戦力の保持に該当するものといわざるを得ず、結局わが国内に駐留する合衆国軍隊は憲法上その存在を許すべからざるものといわざるを得ないのである。（傍線は引用者による強調）

憲法九条を素直に読めば在日米軍を許さないものと考えるべきでしょう。

3. 歴史的視点の必要性

非武装の平和国家といったって、中国もおっかないし、「北朝鮮」は核まで持って、何をやらかさかわからないじゃないか、ということを感じる人が多いことは、私も否定しません。そうした隣国への不安感 (insecurity) がぬぐえない限り、現状では国家安全保障 (national security) を求める自民党の動きが一定支持される状況にあることは確かです。

しかし冷戦時代から、そうした「脅威論」が、「防衛費」という名の軍事費増強や、米軍との関係強化に使われ続けてきました。当時は主にソ連が攻めてくる、という話でしたが、ソ連軍の日本への直接侵攻など、実際にはありえないというのは、米軍にせよ自衛隊にせよ、幹部レベルの人間には広く共有されていたことです。

隣国である中国や朝鮮民主主義人民共和国との関係を考えれば、結局のところ、その国の人々と「殺し合うこと」など考えられない信頼関係を作る気があるのかどうかということが問われてきます。

この問題を考えるとき、過去の侵略と植民地化（一八七五年の江華島事件から日清・日露戦争、韓国併合、関東大震災での朝鮮人虐殺、十五年戦争、）というように、



神子島 健(かごしま たけし)

1978年東京都生まれ。集团的自衛権問題研究会の会員。多摩市在住、多摩市の平和活動に参加している。神子島健ほか編『戦後思想の再審判』(法律文化社)が昨年9月末に刊行。

大日本帝国は隣人を対等に扱わず、必要ならば容赦なく殺す、ということをやった事実があるわけです。その相手と人間同士の関係を取り結ぶ努力抜きに、平和を作ることとは不可能です。戦後の日本は、残念ながらこの問題に真摯に取り組んできたとはいえない、と筆者は考えています。

侵略の過去を直視することに対して「後ろ向きだ」といった批判を投げかける態度は、歴史に学ばず、亡くなったり傷ついたり人々の尊厳を軽視するものでしかありません。

ある意味で、当事者世代がやらなければならなかったことが、今の世代に残されてしまっていて、どうにもならなくなっている面がないとは言えません。原理的には直接手

を下した人の謝罪に代わるものはありません。ですから、謝罪しても失われた命は戻りません。だからこそ、戦争の法的な行為主体としての政府（現実には政府関係者）が、被害者の心に届くような言動をすることが重要なことです。

結局のところ、戦争で傷つき、亡くなった一人ひとりの命に、そして同じように今のような命に、国境を越えて深く思いをはせるところからしか、平和は創れないのではないのでしょうか。

ひとまず、今回は、戦後の日米の軍事的な協力関係の意味合いを確認しておきましょう。

1章 「七〇年安保」——在日米軍の変容

1. トランプ発言から

米国の大統領選で、共和党の候補者となることが決まったドナルド・トランプ氏の発言が、色々と物議をかもしています。日本でも取り上げられている割に、肝心の日本に対する重要発言への日本からのリアクションが少ないと思うのは、筆者だけでしょうか。

新聞報道によれば、トランプ氏は「『米国は日本を防衛しているが、我々が投じた膨大な労力やエネルギー、兵器を返済してもらっていない』と主張し、駐留米軍経費について、『同盟国が全額支払うべきだ』と述べた」（『朝日新聞』五月五日）と、在日米軍の駐留費を一〇〇%日本に負担することを求めています。

これに対しての日本政府側からの目立ったリアクションとしてはせいぜい、地方創生担当大臣の石破茂さんが「在日米軍は同条約に基づいて『極東における平和と安全』のために駐留しており、『ひたすら日本の防衛のために負担しているのだから、経費は日本が持つべきだ』というのは、条約の内容から論理必然として出てこない」と反論

した」（『毎日新聞ウェブ』、五月七日）という、今一つ歯切れのよくない確認をしたにとどまるように思えます。

2. 米軍は何のためにいるのか

私たちはこの問題についてどう考えるべきなのでしょう。基本線として押さえておくべきは、米軍が駐留するのは、第二次大戦後の日本占領以来、米国の国益の追求のためであった、ということ。それに対しては常に「日本を守るため」という表向きの理由づけが行われてきたわけですが、それをきちんと批判するための材料はたくさんあります。もっとも、在日米軍の歴史の全体を見ていく余裕はありませんので、今につながるいくつかの重要な点を考えてみたいと思います。

(1) 「旧安保」の時代

戦後復興の途上にあつた、日米（旧）安保条約の時代（主に一九五〇年代）、米国の日本での軍事的関与は、「アメリカ帝国主義による日本支配」として、アジアの人々から見ても不当なものであると同情的な声がありました。

安保条約は、サンフランシスコ講和条約と同日に不透明な形で結ばれました。講和条約は戦争の法的な終結の合意であるはずが、冷戦を理由として、東西の分断を強化し、アメリカが自陣に有利な形で結んだものでした。その講和とセットの安保条約に対する批判も多かったわけです（注1）。

一例として一九五五年四月、インドのニューデリーで、アジア一四ヶ国の民間人約二百名が集まって、アジアの友好を確認した「アジア諸国会議」が開かれました。第二次大戦での対立の過去と冷戦の分断とを克服すべく出された同会議の決議の中で、「アジア諸国間の外交関係を正常化する」として、以下の勧告が出されました。

1. すべてのアジア諸国はたがいに直接の公式関係をむすばねばならない。
2. 戦時中に断絶された関係は復活され、正常化されなければならない。
3. 日本は諸国間において完全な平等な地位を与えられ、いかなる軍事的義務を負うことなく国際連合及びその諸機関に加入をゆるさなければならない。

この時代、日本は大国に抑圧されるアジアの貧しい一国として、アジアの国々から仲間として見られていたのです（注2）。

このような形でアジアとつながる可能性は、高度成長とともに先進国、特にアメリカ

力との関係を重視する日本国民の大多数には忘れられていったとも言えます。それとともにアジアの人々にとって日本が経済大国としての圧迫者、そして米国と手を結んでアジアを抑圧する側に立った、ということとを意味しました。

以下に見るように、米国の力によって東アジアの「安定」を図ってきた以上、中国の大国化で力関係が変わってくることで「不安定」になるのは当然のことです。むしろ今後は合意による、力によらない安定を模索しなければなりません。

日本が米国に協力する形でアジアの抑圧者となっていく転換点を、以下に見ておきたいと思います。

(2)「現行(新)安保」とその変容

まず基本的なことの確認として、現在米軍が日本に滞在する根拠は、現行の日米安保条約の第六条となっています。よって、在日米軍の行動を細かく規定するいわゆる日米地位協定も、この第六条を根拠とする形をとっています。

しかし、こうした条約上の文言よりも、実態を考えれば、米軍は自国の利益のために、今では条約で書かれている「極東」という範囲をはるかに越えて、アジア・太平洋全域で軍事介入をするために在日米軍を「活用」しています。だからこそアメリカ

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(抜粋)

下線は神子島の強調

第1条 締約国は、国際連合憲章に定めるところに従い、それぞれが関係することのある国際紛争を平和的手段によつて国際の平和及び安全並びに正義を危うくしないように解決し、並びにそれぞれの国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎むことを約束する。

締約国は、他の平和愛好国と協同して、国際の平和及び安全を維持する国際連合の任務が一層効果的に遂行されるように国際連合を強化することに努力する。

第5条 各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従つて共通の危険に対処するように行動することを宣言する。〔後略〕

第6条 日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。〔後略〕

第10条 〔前略〕もつとも、この条約が十年間効力を存続した後は、いずれの締約国も、他方の締約国に対しこの条約を終了させる意思を通告することができ、その場合には、この条約は、そのような通告が行なわれた後一年で終了する。

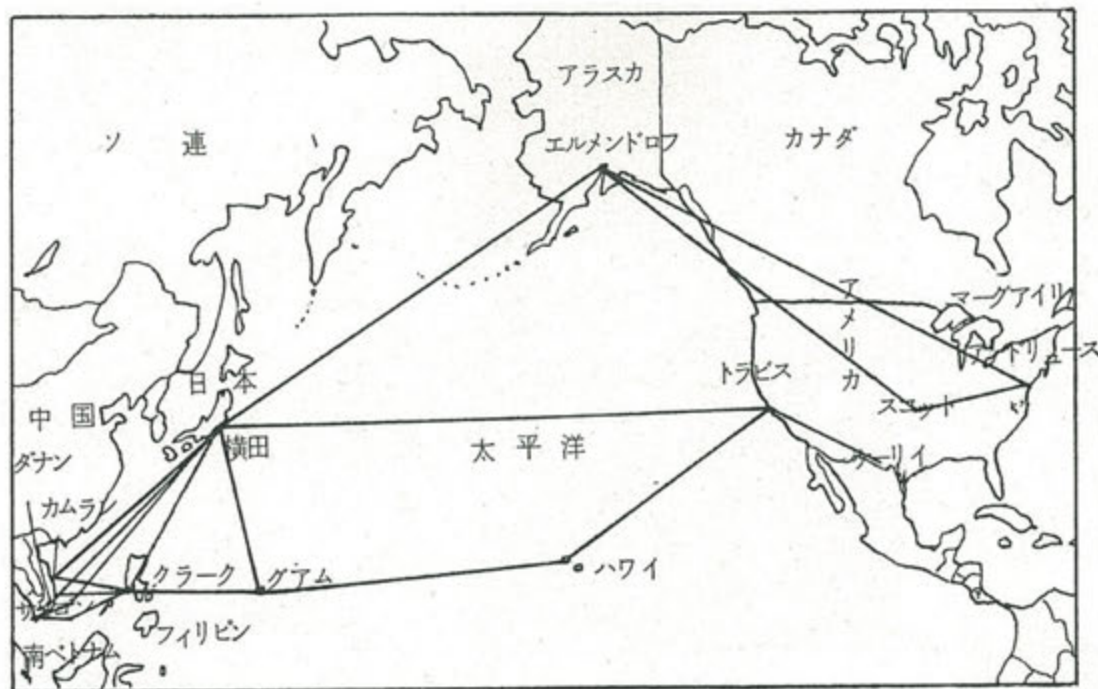
はこれだけの長期にわたって、日本に基地を置いていたわけです。

一九六〇年に現行の安保条約が結ばれた後、六〇年代半ばからアメリカはベトナムへの軍事介入を本格化していきます。日本のベトナム反戦運動をリードした一人、小田実さんが、七〇年での安保反対闘争をふり返って、こう書いています。「『六〇年安保』と『七〇年安保』の決定的なちがいは、前者にあつては『安保』は実際の戦争にまだ使われていない『安保』が実際に使われている、実戦での『使用』の最中にあつた『安保』であつたことだ。〔中略〕もつとあからさまに言えば、『使用』のなかで、民族自決をもとめてたたかうベトナム人たちを攻撃し、殺戮するための『使用』だつた」（注3）。

筆者がこの一九七〇年前後のことにこだわるのには、大きな理由があります。これは現在の多摩地域と深くかかわる問題だからです。

ベトナム戦争当時の米軍にとって、「極東」からの中心的な出撃基地は、まだ米国の施政権下にあつた沖縄でした。とはいえ、米兵は六ヶ月勤務すると約一週間ほどの休暇を与えられ、ベトナムから比較的近い（沖縄以外の）日本の基地にも、多くの米兵がきました。それどころか、横田基地や

図1 ベトナム戦争時の米軍傷病兵の移送ネットワーク



米軍傷病兵がベトナム国外へ移送される経路を示す。この図を見ても、横田基地ひいては日本の“米軍野戦病院”がいかに重要な役割をになっているかがわかる。

安保条約反対・平和と民主主義を守る三多摩実行委員会(準備会)『燃やせ野戦闘争』1969年。発行も同準備会。

キャンブ王子（北区、現在は返還されている）など、関東周辺の米軍施設では、野戦病院（前線でケガをしたり病気になる兵士たちを治療する病院）があちこちに設置されていたわけです。こうして、出撃基地オキナワの後方基地として、米兵の再生産（recreation）にしっかりと組み込まれ、ベトナム戦争にこの地域の社会も加担したわけです（図1も参考のこと）。

3. 米軍の戦略の変容

さらに重要なのはここからです。当時米国は、ベトナム戦争で世界的にも、国内からも批判を受けていました。その戦争を終結させるとして大統領に就任したニクソンは、一九六九年七月、米軍の戦略の転換を意味するニクソン・ドクトリンを出します。

それまで米国は、アジアの保守ないし独裁的政権を、冷戦の中で自陣営に取り込むために庇護してきました。しかしベトナム戦争で弱体化した米国は、そうした国々に「自主防衛」の体制を強化させ、海外に展開する米軍の負担を弱める、というのがニクソン・ドクトリンでした。ちなみにここでは、当時中国とソ連の対立が激化して、米国が中国への警戒を弱め始めていたことも、重要な背景として指摘されています。

ここで注意しなければならないことは、各国の「防衛」のための米軍部隊は削減しつつも、アジア・太平洋地域で機動的に動くような米軍の編成替えが行われていくことです。

日本では、ニクソン・ドクトリンを受ける形で、ニクソン大統領と佐藤栄作首相の共同声明が六九年一月に出され、日米安保条約の性質が変容していきます。

その声明の中の第五項には、「総理大臣と大統領は、極東情勢の現状および見通しにかんがみ、日米安保条約が日本を含む極東の平和と安全の維持のため果たしている役割をともに高く評価し、相互信頼と国際情勢に対する共通の認識の基礎に立つて安保条約を堅持するとの両国政府の意図を明らかにした」（注4）とあります。安保条約六条に出てくる「極東」の問題です。

それまで日本政府は、日本が米国の戦争に巻き込まれる危険を避けたいという観点から、在日米軍の行動を日本防衛のみに制約したい、という考えが基本にありました。ところが、この声明では極東の位置づけが変わり、日本の安全のためには極東の安全を確保する必要があり、その目的のためにも在日米軍が極東で動くことを日本側が肯定的に見る、という転換が起こったのです（注5）。

ニクソン・佐藤声明では沖縄返還に向け

ての動きも言及されています。この共同声明は軍事的に見て、①自衛隊と在日米軍との協力関係を深化させ、②米側の経費負担のため、沖縄の米軍基地の整理・縮小とともに「本土」の米軍基地も統合し（当然、沖縄と「本土」の基地は一体として機能します）、③「基地返還」の中でも、米軍がいざという時に使いたい施設は、自衛隊の施設などにして、軍事的に使えるように確保していく（実質は大差ないのに、数字上、在日米軍施設の面積を減らすこうした動きを「安保隠し」と呼んでいたようです）、といった意味がありました。

これによって、在日米軍は（元から少なかった）日本防衛のための部隊を減らし、極東周辺での（朝鮮半島や中台関係をにらんだ）活動に焦点を当てた部隊編成に絞り込むことができる、というわけです。この七〇年前後の基地返還合意以後、大幅な在日米軍施設の返還は行われていません。一九八〇年ごろに返還された施設も、多くはこの時期に返還合意がなされています。今、多摩地域に残る施設は、その「返還」から外れ、米軍にとって基本的には重要度の高い施設として位置づけられているわけです（注6）。

といっても、そうした構想を描いてすぐに実現するわけではありません。一九七八年、最初の日米ガイドライン（防衛協力の

指針)が決定されます。これは米軍と自衛隊がどういう役割分担の中で協働するの、という指針です。七八年にこれが作られた、ということは裏返せば、それまでは米軍と自衛隊が具体的に一緒に動くということが綿密に想定されていなかった、ということでもあります。

それまでは、「かつての敵国」であり、かつ、米軍が戦後に育て始めたばかりで「半人前」とでも言うべき自衛隊は、米軍からすれば共同して動くに値しなかったが、「そろそろ自国防衛の時くらいは、一緒に動いてもらおう」という段階にきたのがこの時期だった、といえます。

4. アメリカの世界戦略

こうしたニクソン・ドクトリンに伴う動きは、軍事面にとどまらないアメリカの世界戦略とも、密接に関わってきます。実は、こちらにも、今日につらなる重要な側面が見えてきます。

一九六〇・七〇年代において、ミサイルや航空機と、レーダー、コンピュータなどの技術の急速な発展で、兵器の性格が一変します。航空機一機ごとの攻撃力や防御力といった問題以上に、レーダーで情勢を認識し、瞬時に指令を出し、自動で標的を認識して破壊する、といった一体化した複

雑なシステムとしての兵器体系が重要な意味を持つようになります。こうした高度かつ高価な兵器を、信頼できるアメリカを裏切らない従順な国の軍隊に売りつけます。アメリカの兵器産業の構築したシステムから逃れられないようにして、アメリカの兵器輸出を伸ばすと同時に、その国(特に日本)のような高度な技術を持つ国)の兵器産業の独自の発展を防ぎ、システムを米国と共有することで、米軍と一体化した作戦に参加するための下地を作っていたのです。自衛隊もそうですが、運用に慣れるまでに時間がかかるためそれを買ってすぐに共同する、というほど単純なものではありません、念のため。

このことを、藤村瞬一さんという国際関係論の研究者は、「アメリカ軍産複合体の国際化・多国籍化」と呼んでいます。そしてこの藤村さんが、一九七三年の時点で既に見ていたところによれば、こうしたニクソン政権による戦略の変化は、「むしろアメリカの対外投資が今後ますます世界的に拡大すること、これが新しい、機動性をもって世界各地に展開しうる兵力を常備しようとする戦略の経済的背景である」(注7)と

いうのです。この指摘が重要なのは(藤村さんが執筆時点まで考えていたのか、私には確証がありませんが)、新自由主義批判で有

名な経済学者、D・ハーヴェイの次のような指摘と重なる部分があるからです。まさにこの六〇年代後半から七〇年代前半にかけて、ハーヴェイが「フォーディズムからフレキシブルな(適応性のある「引用注」)蓄積へ」と呼ぶ、資本主義のあり方の変化が起ころのです(注8)。

第二次世界大戦後、荒廃した世界は、人々の需要に対して生産力(供給)が足りず、作れば作るほど物が売れた時代(Ⅱフォーディズムによる画一的な大量生産)だったといえます。その時代が終わった、ということです。フォーディズムとは、ベルトコンベア方式による自動車生産を確立したフォード式生産様式を指しています。

フォーディズムの時代においては、それなりの品質であればバンバン生産設備を拡大して売れたわけですが、西ドイツや日本の生産力が上昇し、国際的に見て(少なくとも当時の西側先進国では)モノが飽和してきたのが、一九七〇年前後であった、ということなのです。そうすると、単にモノを作るだけでは売れず、①質を高める、②同じ質で安く売る、③モデルチェンジのスピードを早めて、消費者の需要(新しい流行)を喚起する(①と②の変種ともいえます)、

という方策が重要になりました。フォーディズムに替わる「フレキシブルな蓄積」とは、人件費が上がった地域から

はすぐ工場を移動するような、海外への工場移転（海外直接投資）や、マーケティングを駆使して目まぐるしく消費者の意向を先読みする、そんな資本主義のあり方を指しています。

ハーヴェイは一九八九年（原著）のこの本です。こうした傾向が規制緩和や雇用の流動化（非正規化など）をもたらすことを描き出しています。バブル経済に沸く当時の日本では、十分に理解されなかったのではないかと思います。

さて、これがどう軍事問題につながるかといえば、この時点では先進国の資本が途上国に進出するにあたって、政変などが起きたときに、そこへ素早く軍事力を投入できる形で海外の米軍を再編した、という点です。それ以前においては、東側（対ソ連）

「封じ込め政策」と呼ばれる、社会主義圏の軍隊が自由に動けないよう、重要な拠点に軍を配置していました（これ自体、アメリカ側が優位に立って、東側の動きを抑え込むというものです）。

その「封じ込め」という、拠点に固定的かつ重装備の軍隊を置くような発想をやめ、機動的な軍隊を増やす、という転換が行われたわけです。ただ、ニクソン・ドクトリンで、一挙に新しい態勢を構築できたわけではありません。こうした転換には時間がかかるものです。そうはいっても、米軍が

海外での防衛的な装備を減らして攻撃的な展開を強める転換期が、この時期にあったと筆者は見ています。

経済大国となってアジアへの直接投資を増やす当時の日本も、その点でアメリカと利益を共通にしていました。つまり政変などに対して軍事介入して先進国の資本を守るといふ米軍の戦略転換で、日本も利益を得るから抑圧する側に立って協力する、ということでした。そして、当然、こうした資本主義の変化に伴う軍事変容は、冷戦終了後に一層加速してきます。

現在からみれば、グローバル化を先取りしたともいえる傾向が、実は七〇年代前後に進展し始めていたわけです。

注

1 講和条約の問題に関しては、拙稿「『主権回復の日』を問う」『成城大学共通教育論集』第8号（二〇一六年）で詳しく書いていますので、ご関心のある方はご連絡ください。

2 勅告の引用はアジア諸国会議日本準備委員会編『十四億人の声…アジア諸国会議およびアジア・アフリカ会議記録』（おりの社、一九五五年）より。ちなみに、当時のこうした日本の位置づけと、戦時中の「侵略者」としての日本の位置との関係に

ついては、拙稿「戦後文学と戦場の記憶4」『中帰連』四五号（二〇〇九年）で書いてますので、こちらもご関心のある方はご連絡ください。

3 小田実『ペ平連 回顧録でない回顧』（第三書館、一九九四年）第八章。

4 「佐藤栄作総理大臣とリチャード・M・ニクソン大統領との間の共同声明」データベース『世界と日本』（東京大学東洋文化研究所 田中明彦研究室）

5 米国側はこのことを高く「評価」しました。「佐藤栄作総理大臣とリチャード・M・ニクソン大統領との間の共同声明」前注のデータベースに採録。また、高瀬昭次『ニクソン・ドクトリンと日本の防衛政策』（朝日新聞社調査研究室、一九七一年）も参照しました。

6 もっとも、重要度というのはいくまで相対的なものですから、他の利益のために返還するということがない、とは断言できません。

7 藤村瞬「ニクソン政権化の軍産複合体」『国際問題』一九七三年一月。

8 デイヴィッド・ハーヴェイ『ポストモダン時代の条件』（青木書店、一九九九年、原著一九八九年）

（続く）